

# 社団法人 鳥取青年会議所定款

## 第 1 章 総 則

### 第 1 条 (名 称)

この法人は、社団法人鳥取青年会議所（以下「会議所」という。）という。

### 第 2 条 (事 務 所)

本会議所は、事務所を鳥取市本町三丁目 102 番地に置く。

### 第 3 条 (目 的)

本会議所は、青年の英知と勇気と情熱を結集し、明るい豊かな社会の実現に向かって、次の各号に掲げる事項を目的とする。

- ( 1 ) 経済、社会、文化等に関する諸問題を調査研究し、関係諸団体と協力して地域社会の正しい発展を図ること。
- ( 2 ) 自己修練をとおして指導力を養い、広く社会に貢献するとともに、会員相互の連携を図ること。
- ( 3 ) 日本青年会議所及び国際青年会議所の機構を通じ、日本及び世界の青年と提携し国際的理解及び親善を助長し世界の繁栄と平和に寄与すること。

### 第 4 条 (運営の原則)

本会議所は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的としてその事業を行わない。

2 本会議所は、これを特定の政党のために利用しない。

### 第 5 条 (事 業)

本会議所は、第 3 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ( 1 ) 経済、社会、文化等に関する調査研究及びその改善発展に関する事業
- ( 2 ) 社会奉仕及び青少年問題に関する事業
- ( 3 ) 国際青年会議所、日本青年会議所、国内外の青年会議所その他の団体との提携に関する事業
- ( 4 ) 会員の修練及び相互の親睦に資する行事の開催
- ( 5 ) その他第 3 条の目的を達成するために必要な事業

### 第 6 条 (事 業 年 度)

本会議所の事業年度は、毎年 1 月 1 日に始まり、同年 12 月 31 日に終わる。

## 第 2 章 会 員

### 第 7 条 (種 類)

会議所の会員は、次の 4 種とし、正会員をもって民法（明治 29 年法律第 89 号）上の社員とする。

- ( 1 ) 正会員 鳥取市、岩美郡、八頭郡及び気高郡に住所又は勤務先を有する 20 歳以上 40 歳未満の品格ある青年で本会議所の目的に賛同して入会したもの。ただし、事業年度中に 40 歳に達した場合、その年度内は、正会員としての資格を有する。
- ( 2 ) 特別会員 正会員であった者で、40 歳以上となったもののうち、理事会において入会を承認されたもの。
- ( 3 ) 名誉会員 本会議所に功労があった者で、理事会において推薦されたもの。
- ( 4 ) 賛助会員 本会議所の目的に賛同し、その発展を助成しようとする個人又は法人その他の団体で、理事会において入会を承認されたもの。

### 第 8 条 (会費及び入会金)

正会員及び賛助会員は、年会費を別に定めるところにより、納入しなければならない。

2 正会員及び特別会員になろうとする者は、入会金を別に定めるところにより、納入しなければならない。

#### 第9条（入会）

入会を希望する者は、別に定めるところにより、所定の書類を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

#### 第10条（会員資格の喪失）

本会議所の会員は、次の事由によりその資格を失う。

- (1) 解散
- (2) 退会
- (3) 死亡
- (4) 破産又は禁治産若しくは準禁治産の宣告
- (5) 除名

#### 第11条（退会）

本会議所を退会しようとする会員は、その事業年度の未納の会費を納入して、退会届を理事長に提出しなければならない。

#### 第12条（除名）

本会議所の会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において正会員の3分の2以上の同意を得て、これを除名することができる。

- (1) 本会議所の名誉を傷つけ、又はその設立の趣旨に反する行為をしたとき。
- (2) 本会議所の定款又は規則に違反したとき。
- (3) 会費を1年以上納入しないとき。
- (4) 事業への参加を著しく怠ったとき。

#### 第13条（抛出金品の不返還）

既納の入会金、会費その他の抛出金品は、これを返還しない。

## 第3章 役員

#### 第14条（種類）

本会議所に、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1名
- (2) 直前理事長 1名
- (3) 副理事長 2名以上4名以内
- (4) 専務理事 1名
- (5) 理事 15名以上25名以内（理事長、副理事長及び専務理事を含む。）
- (6) 監事 2名以上3名以内

#### 第15条（選任）

役員（直前理事長を除く。）は、総会において別に定める方法により正会員のうちから選任する。

2 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

#### 第16条（職務）

理事長は、本会議所を代表し、所務を総理する。

2 直前理事長は、理事長を補佐する。

- 3 副理事長は、理事長を補佐して所務をつかさどり、理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ定められた順位によりその職務を代行する。
- 4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐して所務を処理し、かつ、事務局を管理する。
- 5 理事は、理事会を構成し、所務の執行を決定するとともに、理事長及び副理事長を補佐し、所務を分掌する。
- 6 監事は、民法第 59 条の職務を行う。

#### 第 17 条 （任 期）

役員任期は、毎年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までとする。ただし、補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### 第 18 条 （解 任）

役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、総会の議決により解任することができる。

## 第 4 章 会 議

#### 第 19 条 （種 別）

本会議所の会議は、総会及び理事会の 2 種とし、総会は定時総会及び臨時総会、理事会は定例理事会及び臨時理事会とする。

#### 第 20 条 （構 成）

総会は、正会員をもって構成する。

- 2 理事会は、理事をもって構成する。

#### 第 21 条 （権 能）

総会は、この定款に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画の決定及び変更
- (2) 事業報告の承認
- (3) 次に掲げる規程の制定、変更及び廃止
  - イ 本会議所の運営に関する規程
  - ロ 本会議所の会員の資格に関する規程
  - ハ 本会議所の役員選任に関する規程

- (4) 理事会において、総会に付議すべきことを議決した事項

2 理事会は、この定款に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) その他総会の議決を要しない所務の執行に関する事項

#### 第 22 条 （開 催）

定時総会は、毎年 1 月及び 8 月に開催する。

- 2 臨時総会は、理事長又は理事会が必要と認めるとき、又は正会員の 5 分の 1 以上若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったとき開催する。
- 3 定例理事会は、毎月 1 回開催する。
- 4 臨時理事会は、理事長が必要と認めるとき、又は理事の 3 分の 1 以上から会議の目的たる事項

を示して請求があったとき開催する。

#### 第 23 条 （ 召 集 ）

会議は、理事長が召集する。

2 総会を召集するときは、正会員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開催の日の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

#### 第 24 条 （ 議 長 ）

総会の議長は、理事長又は出席正会員の中から理事長の指名した人がこれにあたる。

2 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

#### 第 25 条 （ 定 足 数 ）

会議は、総会においては正会員、理事会においては理事の3分の2以上の出席がなければ開催することができない。

#### 第 26 条 （ 議 決 ）

総会の議事は、この定款に別に規定するもののほか、出席した正会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は会員として議決に加わる権利を有しない。

2 理事会の議事は、出席理事の過半数の同意をもって決する。

#### 第 27 条 （ 表 決 委 任 ）

やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、その正会員は、出席したものとみなす。

#### 第 28 条 （ 議 事 録 ）

会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- ( 1 ) 会議の日時及び場所
- ( 2 ) 正会員又は理事の現在数
- ( 3 ) 会議に出席した正会員の数（表決委任者を含む。）又は理事の氏名
- ( 4 ) 議決事項
- ( 5 ) 議事の経過の概要及び発言者の発言の要旨
- ( 6 ) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した正会員又は理事のうちから、その会議において選出された議事録署名人2名以上が署名しなければならない。

## 第 5 章 例 会

#### 第 29 条

本会議所は、会員相互の研究、意見発表等のため、毎月1回以上例会を開催する。

2 例会の運営に関し必要な事項は、理事会の議決により定める。

## 第 6 章 委 員 会

#### 第 30 条

本会議所の事業を円滑に実施するため、総会の議決により委員会を置くことができる。

2 委員会に、委員長1名、副委員長2名以内及び委員若干名を置く。

3 委員長は理事のうちから、副委員長及び委員は正会員のうちから、理事長が理事会の承認を得

て任命する。

4 委員会の運営に関し必要な事項は、理事会の議決により定める。

## 第7章 資産及び会計

### 第31条 (資産の構成)

本会議所の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費及び入会金
- (2) 寄附金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) その他の収入

### 第32条 (資産の管理)

資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決により定める。

### 第33条 (経費の支弁)

本会議所の経費は、資産をもって支弁する。

### 第34条 (予算及び決算)

本会議所の収支予算は、年度開始前に総会により定め、収支決算は、年度終了後1箇月以内にその年度末の財産目録とともに監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

## 第8章 基金

### 第35条 (基金の設置)

本会議所に、本会議所の目的を達成し、及び有効適切な事業の遂行を確保するため、社団法人鳥取青年会議所基金を設ける。

### 第36条 (基金の構成)

前条の基金は、次の資金をもってこれに充てる。

- (1) 本会計よりの繰入金
- (2) 正会員及び特別会員の入会金
- (3) スマイル収入
- (4) その他の資金

### 第37条 (基金の運用管理)

第35条の基金の運用管理は、理事長が総会の承認を得てこれを行う。

## 第9章 事務局

### 第38条

本会議所の事務を処理するため、本会議所に事務局を置き、事務局に職員を置く。

- 2 職員の任免は、理事長が理事会の承認を得て行う。
- 3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決により定める。

## 第10章 定款の変更及び解散

### 第39条 (定款の変更)

この定款は、総会において正会員の4分の3以上の同意を得、主務官庁の認可を得なければ変更す

ることができない。

第 40 条 （解散及び残余財産の処分）

本会議所は、民法第 68 条第 1 項第 2 号から第 4 号まで及び第 2 項の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、正会員の 4 分の 3 以上の同意を得なければならない。

3 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を経、主務官庁の許可を得て本会議所と類似の目的を持つ団体に寄附するものとする。

## 第 11 章 雑 則

第 41 条 （委 任）

この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

この定款の変更は、平成 2 年 1 月 1 日から施行する。